

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 1 号 ＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月8日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

# 経済労働委員会記録<第1号>

---

## 開会の日時

年月日 平成21年12月8日 火曜日  
開 会 午後7時21分  
散 会 午後7時46分

---

## 場 所

第1委員会室

---

## 議 題

1 労働問題について（駐留軍等労働者の給与水準見直しについて）

---

## 出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君
委 員	前 島	明 男	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	上 里	直 司	君

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

観光商工部長 勝 目 和 夫 君

---

○玉城ノブ子委員 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る駐留軍等労働者の給与水準見直しについてを議題といたします。

本日の説明員として、観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、駐留軍等労働者の給与水準見直しについて審査を行います。

ただいまの議題について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目と夫観光商工部長。

○勝目と夫観光商工部長 駐留軍等労働者の給与水準見直しについて、御説明申し上げます。

委員のお手元には、本日の御審議の参考資料として、事業仕分けの概要を配付しております。

去る11月26日に行われた行政刷新会議の事業仕分け作業において、駐留軍等労働者の給与水準が対象となりました。

事業仕分け作業の場においては、みずほ証券金融市場調査部長、PHP総合研究所常務取締役、横浜市立大エクステンションセンター長など12人の仕分け人から、同職種において地場賃金が働くように給与体系を抜本的に見直す、それぞれの地域の同一労働とのバランスを再度精査する、沖縄県と神奈川県という両極にある地域における実情が十分に反映されていないなどの評価コメントがあり、評価結果として地域の同職種とのバランスが必要であるとの理由により、見直しを行うという結論に至っております。

沖縄県には、在日米軍専用施設面積の74.2パーセントに及ぶ広大な面積の米軍基地が集中し、その存在が計画的な都市づくり、交通体系の整備など、沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっています。

一方、県内には現在約9000人の駐留軍労働者がおりますが、これは本県就業者数の約1.5%を占め、県経済や雇用の維持・安定に大きく貢献しております。そのような中での今回の評価結果は、大変残念なものであり、見直しによって、沖縄県の駐留軍労働者の給与水準が引き下げられた場合、駐留軍労働者の生活はもとより、県経済等に与える影響が大きいと予想されます。

なお、この件につきましては、12月3日と昨日に、全駐留軍労働組合沖縄県本部及び沖縄駐留軍労働組合から、県知事あて、事業仕分け結果に対する抗議及び給与水準の引き下げにつながらないよう国に対して働きかけをしていただきたい旨の要請がありました。

県としましては、今議会の本会議でも答弁しておりますように、今回の評価結果について極めて遺憾に思っており、沖縄県議会や全駐留軍労働組合、沖縄駐留軍労働組合とも連携をとり、給与が引き下げられることがないように、国に対し強く要請していきたいと考えております。

以上で、駐留軍等労働者の給与水準見直しについての説明を終えさせていただきます。

**○玉城ノブ子委員** 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、駐留軍等労働者の給与水準見直しについて質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

**○渡久地修委員** 今回の事業仕分けですけれども、これは陳情にもあるように、あくまでも労使間の交渉でやるべきものを事業仕分けの対象にしたという点で、労働基準法で保障された労働基本権を否定するものであるというのですが、私たちもこの陳情は全面的に支持して意見書も上げるべきだと思うんですが、いわゆる思いやり予算ということで新聞報道がされましたが、これは思いやり予算とは全く別次元の問題だと思っているんですよ。あくまでも労働者の賃金の問題だと認識していますが、観光商工部長いかがでしょうか。

**○勝目 和夫観光商工部長** 給与その他の勤務条件は、基本的には労使間で交渉

するというのが基本原則だと思っております。一応、防衛省のほうで駐留軍の労働者の関係はやっておりまして、在日米軍と協議して、その上で労働組合との調整を行い合意を得た上で、いろんな物事を決めておりますので、そういう手続は省かれていると思っております。

**○渡久地修委員** 私たちは、この特別協定—いわゆる思いやり予算でこれを支払うということではなくて、本来は米軍そのものが支払うべきだという立場をとっています。だから、先ほど言ったように、今回のものはその思いやり予算の問題とは全く別次元の労使間の問題でやってきているという点で次元の違う問題で、今回の事業仕分けで駐留軍労働者の賃金を引き下げるといふものは、私たちは絶対に賛成できないので、ぜひこの陳情を採択して一緒にやっていきたいと思えます。

**○玉城ノブ子委員** ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

**○中川京貴委員** 給料によって皆違いますよね。例えば、10年働く人とか20年働く人とか、何パーセントぐらいになるのか、そういったものは仕分けでは出てこないんですか。全体的にどれだけのものを減らすという数字は出ていませんか。

**○勝目と夫観光商工部長** 事業仕分けの中では、地域における同職種とのバランスが必要であるというような話になっておりまして、何パーセント下げるかというものは、地域の実情に合わせるということで、これから額の設定等も行われると思えます。

**○中川京貴委員** やはりこの意見書案にあるように、全国でも時給または給与が1番少ない沖縄県で、これを一括して仕分けの中で、先ほどの観光商工部長の話では、本来とるべきはずの労使間の手続等、全日本自治団体労働組合でもそういった話し合いを持って給与についてはやってきたはずですが、自公路線のと看でもこんな乱暴なことはしなかったんですよ。ですから、ぜひこれは沖縄県議会は全会一致で超党派でこれをやるべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

**○勝目と夫観光商工部長** 一応、知事のほうも今議会で発言したとおり、早速

今週の金曜日に要請活動をしたいということを明言していたので、それに沿って我々も対応していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員 ほかに質疑はありませんか。  
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 基本的な話を少し聞きたいんですが、駐留軍等労働者については、国が雇ってそしてアメリカ軍が使用するということですよ。これはどういう法律に依拠しているんですか。

○勝目と夫観光商工部長 根拠の法律は、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律第9条第2項ということです。

○当銘勝雄委員 根拠はそれとして、この駐留軍等労働者の給与はどのように決めることになっているんですか。

○勝目と夫観光商工部長 基本的には、国家公務員等に準ずるといような形になっております。

○当銘勝雄委員 それはわかるんですが、何か法律のどこかに書かれているとかあるんですか。

○勝目と夫観光商工部長 給与は、昭和38年の駐留軍等労働者の雇用安定に伴い日米間の協議を踏まえ、国家公務員の給与水準に準じた制度となっており、人事院勧告を踏まえ給与水準等を決定することになっております。

○当銘勝雄委員 人事院勧告によるということですね。基本的にはそういうことであるわけだから、これは本当は県の場合も、特例条例というものは法律違反ではないかと思ったりするんですよ。同じように、これもそういう形で仕分け作業でやられるべきではないと私は思うので、ぜひそれはそういう形で頑張らなければならないと思います。

○玉城ノブ子委員 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員 質疑なしと認めます。

よって、駐留軍等労働者の給与水準見直しについて質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員 再開いたします。

駐留軍等労働者の給与水準見直しについてに関し、議員提出議案として駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案・提出方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての駐留軍等労働者の給与水準見直しに関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定していた議題等は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子